

# こんなときは、年金の届け出が必要です！



担当 馬渡

就職・退職・結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。

届け出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、届け出は忘れずにしましょう。  
手続きには、年金手帳・退職日などがわかる書類(離職票)・印鑑が必要です。

	こんなときは	ここ(届け出先)で	手続き
保険者資格等に関する届出	20歳になったとき	第1号被保険者 →市役所及び各支所 第3号被保険者 →配偶者の勤務先	国民年金に加入の手続き
	会社を退職したとき	市役所及び各支所	国民年金に加入の手続き (被扶養配偶者も同様)
	結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続き
	配偶者の扶養からはずれたとき	市役所及び各支所	第3号被保険者から第1被保険者への種別変更の手続き
	年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者 →市役所及び各支所 第3号被保険者 →社会保険事務所	再交付の手続き
給付に関する届出	65歳になったとき	第1号被保険者期間のみ →市役所及び各支所 第3号被保険者期間を含む →社会保険事務所	老齢基礎年金の受給 手続き
	死亡したとき	市役所及び各支所	死亡届、遺族基礎年金、 死亡一時金などの請求手続き
	住所、氏名、支払機関などの変更	市役所及び各支所、 社会保険事務所	変更届

- ※第1号被保険者：… 自営業者等および学生
- ※第2号被保険者：… 会社員、公務員など
- ※第3号被保険者：… 第2号被保険者に扶養されている配偶者

**入院するときは『限度額適用認定証』の交付を受けましょう！**  
平成19年4月から、保険証と一緒に「限度額適用認定証」を医療機関窓口で提示すれば、入院時の窓口負担が自己負担限度額までとなります。詳しくは広報と一緒に配布されている「国保だより」をご覧ください。

**学生の方へ**  
武雄市の国保を持って市外へ住所を移している学生で、今年3月卒業の方は、国保の喪失手続きが必要です。4月以降は住所地の国保を取得することになります。

**問合せ先**  
武雄市役所健康増進課国保年金係 ☎(23) 91335  
山内支所 福祉保健課国保年金係 ☎(45) 2906  
北方支所 福祉保健課国保年金係 ☎(36) 6021

## 武雄市図書館・歴史資料館では、本年3月1日から新しい図書館システムでの運用を始めます。

このシステムは利用者の皆さまの利便性向上を目指し、大きく2点の機能を追加しました。  
一つは、インターネットを利用したパソコンからの資料検索や予約、利用状況の確認はもちろん、携帯電話からも検索や予約ができるようになります。また、予約の利用資料が準備できたときや貸出期限が過ぎた場合のお知らせが電子メールを利用することにより確実にご連絡できます。

2点目は、ライイトカードと呼ばれるカードを採用し、現在お借りいただいていた資料のタイトルと返却予定日を毎回印刷します。これによって何を借りているかを確認できます。  
なお、新カードへの更新につぎましては、現在の図書利用カードと無料で交換いたします。失くされた方は再発行をお願いします。更新は随時受け付けますので、ご来館の折にお申し出ください。

みなさまのご利用を心よりお待ちしております。  
◆問合せ先  
図書館・歴史資料館  
図書係 ☎(20) 0222

